

株 主 各 位

山口県山口市佐山717番地1  
株式会社 ファーストリテイリング  
代表取締役会長兼社長 柳 井 正

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第51期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成24年11月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年11月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県山口市佐山717番地1 本社会議棟大会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第51期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 第51期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎当社ではインターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.fastretailing.com/jp/ir>）において招集通知を提供しております。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

第51期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成23年9月1日～平成24年8月31日）におけるわが国の経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により厳しい状況が続いたものの、緩やかながら回復傾向が続いております。しかし、欧州の債務危機による世界経済の下ぶれリスク、円高による国内景気の減速懸念など、依然として不透明な状況のまま推移しております。また、中国におけるアパレル製造コスト上昇など、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。このような環境の中、当連結会計年度の連結業績は、売上高9,286億円（前期比13.2%増）、営業利益1,264億円（同8.7%増）、経常利益1,252億円（同16.9%増）、当期純利益716億円（同31.8%増）と、増収増益を達成いたしました。これは主に、海外ユニクロ事業、及びグローバルブランド事業が大幅な増収増益になったことによります。海外ユニクロ事業の当連結会計年度の業績は、売上高1,531億円（同63.4%増）、営業利益109億円（同22.9%増）、グローバルブランド事業の売上高は1,530億円（同23.3%増）、営業利益は145億円（同65.4%増）となっております。一方、主力の国内ユニクロ事業の売上高は6,200億円（同3.3%増）、営業利益は1,023億円（同3.6%減）と若干の減益の結果となりました。上期は既存店売上高がプラスに転じ、営業利益も前年同期比で増益になりましたが、下期は春物販売の不振、天候不順による夏物販売本格化の遅れにより既存店売上高が減収となり、夏物処分も拡大したことで、減益となりました。

当社グループは、中期ビジョンとして「世界No.1 アパレル製造小売グループとなる」ことを目標に、「グローバル化、グループ化、再ベンチャー化」を進めております。特に海外におけるユニクロ事業の拡大に力を注いでおり、中国・香港、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、タイ、フィリピンといったアジア地区における店舗数の拡大や、世界主要都市におけるグローバル旗艦店の出店により、事業基盤の強化を図っております。また、セオリー事業、ジーユー事業などにおいても、積極的に出店を進め、事業の拡大を目指しております。

#### [国内ユニクロ事業]

国内ユニクロ事業の当連結会計年度における売上高は6,200億円（前期比3.3%増）、営業利益は1,023億円（同3.6%減）と増収減益の結果となりました。同年度末の店舗数は845店舗（フランチャイズ店21店舗含む）と、前年度末比2店舗の純増にとどまりましたが、大型店の出店と小型店・標準店の閉店といったスクラップ&ビルドによる店舗の大型化を進めた結果、1店舗当たりの売上高が増加し、3.3%の増収を達成することができました。既存店売上高は前年比0.5%減となっております。9月～11月は秋冬商品の動きが鈍く販売は苦戦いたしました。12月以降はヒートテック、ウルトラライトダウン、暖パンをはじめとする冬のコア商品の販売が好調で、上期の既存店売上高は前年同期比2.3%の増収となりました。一方、下期は春物販売が不振だったことに加え、7月中旬まで天候不順の影響による夏物販売本格化の遅れにより、既存店売上高は同4.3%の減収となっております。

収益面では、上期は素材価格の上昇により粗利益率が低下するなど、厳しい環境下にありましたが、12月以降の売上の回復、経費削減努力の効果により、上期の営業利益は前年同期比で増益を確保することができました。しかし、下期の営業利益は既存店売上高の減収傾向が続いたこと、夏物処分の拡大による粗利益率低下などから、前年同期比で減益となりました。この結果、当連結会計年度の営業利益は前期比3.6%減となっております。

国内ユニクロ事業の出店につきましては、2012年3月に、世界最大級のグローバル旗艦店「ユニクロ 銀座店」をオープンし、成功を収めた他、東京、大阪、福岡などの都心部への大型店の出店を行っております。直営店24店舗を出店、22店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の店舗数は845店舗、うち大型店は147店舗となっております。

ユニクロの商品開発面では、お客様のニーズに応えるべく、素材メーカーとの開発体制をさらに強化しており、秋冬シーズンには、ヒートテック、ウルトラライトダウン、暖パンなどを、また春夏シーズンにはサラファイン、シルキードライ、ブラトップ、イージーエクササイズインナーといった機能性が高い商品の開発により、需要の拡大につなげております。当連結会計年度におけるヒートテックの販売数量は1億点（海外ユニクロでの販売数量を含む）となっております。

#### [海外ユニクロ事業]

海外ユニクロ事業の当連結会計年度の売上高は1,531億円（前期比63.4%増）、営業利益109億円（同22.9%増）と、大幅な増収増益を達成いたしました。特にアジア地区では積極的な出店により業績を拡大いたしました。

海外ユニクロ事業全体の当連結会計年度末の店舗数は292店舗、前年度末比111店舗増となっております。特に中国・香港、韓国、台湾で大量出店を行い、これらのエリアでの出店数は合計100店舗となりました。また、その他のアジア地区でも出店を進め、2011年9月にはタイ1号店、2012年6月にはフィリピンに1号店をオープンし、いずれのエリアでも大成功を収めることができいております。アジア地区においては、2011年秋にはソウル、台北にグローバル旗艦店をオープンし、ユニクロのアジア地区での事業基盤をさらに強固なものとしたしました。

米国では、2011年10月に、グローバル旗艦店「ニューヨーク 5番街店」と、メガストア「ニューヨーク 34丁目店」をオープンいたしました。これらの店舗の出店により、米国市場のみならず、世界中でユニクロブランドの知名度を高めることができました。しかし、ニューヨークの3店舗の売上が伸びず、また、ブランドビルディングの為、ニューヨークの旗艦店中心に先行投資を行った結果、当連結会計年度における米国ユニクロは、赤字を計上する結果となっております。

欧州では、英国、フランス、ロシアの経営統合を図るなどの事業改革を進めておりますが、当連結会計年度における英国事業は赤字、フランスは若干の減益となっております。ロシアについては収益性が改善し、黒字を達成しております。

#### [グローバルブランド事業]

グローバルブランド事業の当連結会計年度における売上高は1,530億円（前期比23.3%増）、営業利益145億円（同65.4%増）でした。特に増益幅が大きかったのは、ジーユー事業で、当連結会計年度におけるジーユー事業の売上高は約580億円、営業利益は約50億円となっております。2012年3月に旗艦店「ジーユー 銀座店」を出店したこと、人気タレントを起用したテレビCM効果により、ジーユーの知名度が飛躍的に上がり、通期での既存店売上高は前期比35%増となり、また店舗数も28店舗増加（当連結会計年度末176店舗）したことで、大幅な増収増益を達成いたしました。セオリー事業も好調で、当連結会計年度では過去最高益を達成しております。特に日本におけるセオリー事業は、好調な既存店売上高が続いたこと、プラスの収益寄与により、大幅な増益となりました。コントワー・デ・コトニエ事業は、上期業績は苦戦いたしましたが、春夏コレクションから売上が回復したことにより、増収増益を達成いたしました。プリンセス タム・タム事業は、計画通り、前年並みの業績となっております。

## [CSR活動]

当社グループではCSR活動として、「全商品リサイクル活動」、「ソーシャルビジネス」、「障がい者雇用」、「労働環境モニタリング」、「環境保全」に重点的に取り組んでおります。「全商品リサイクル活動」は、お客様から不要のユニクロ、ジーユーの商品を店舗でお預かりし、必要な人々に配布する活動です。平成24年6月から「300万着足りません」キャンペーンを実施し、店頭、新聞広告、ウェブ、facebookなどで回収のご協力を呼びかけ、同年8月末までの3ヶ月間で約230万点の衣料を回収できました。回収枚数は平成24年8月末で累計1,600万点を超えました。これらはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）を通じ、世界中の難民キャンプなどにお届けする予定です。バングラデシュでの「ソーシャルビジネス」は、生産から販売までを一貫して現地で行い、貧困・衛生・教育などの社会的課題の解決を目指しており、販売網の拡大に注力し売上高を着実に伸ばしています。生産数量の増加にともない生産パートナーとさらなる雇用創出も目指します。「障がい者雇用」は、日本や海外のユニクロ店舗でも、積極的に進めております。パートナー工場の「労働環境モニタリング」では、外部の監査機関のモニタリングを定期的実施し、児童労働や長時間労働、賃金未払い、環境汚染などの問題がない適正な労働環境の実現を目指しております。環境負荷が高い染色などを行う素材工場には「環境モニタリング」の実施や改善指導を行い、定期的に研修会、説明会などを開催するなど、ともに環境負荷低減に取り組んでおります。なお、東日本大震災の復興支援については、5団体のNGOが取り組む生活再建、コミュニティ支援、雇用創出などへの資金援助や、従業員ボランティアの派遣を継続的に実施しております。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は401億円であり、主なものは、建物等314億円、店舗の敷金79億円、建設協力金8億円であります。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：百万円

区 分	第 48 期 (平成21年 8 月期)	第 49 期 (平成22年 8 月期)	第 50 期 (平成23年 8 月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (平成24年 8 月期)
売 上 高	685,043	814,811	820,349	928,669
当 期 純 利 益	49,797	61,681	54,354	71,654
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	488円96銭	605円99銭	533円93銭	703円62銭
総 資 産	463,285	507,287	533,777	595,102
純 資 産	261,413	287,987	319,911	394,892
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,550円86銭	2,804円34銭	3,091円17銭	3,797円04銭

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
株式会社ユニクロ	1,000,000千円	100.0%	国内ユニクロ事業	日本
UNIQLO (U.K.) LIMITED	20,000千英ポンド	100.0%	海外ユニクロ事業	英国
迅銷（中国）商貿有限公司	20,000千米ドル	100.0%	海外ユニクロ事業	中国
Fast Retailing USA, Inc.	30,000千米ドル	100.0%	海外ユニクロ事業/ グローバルブランド 事業	米国
FRL Korea Co., Ltd.	24,000,000千ウォン	51.0%	海外ユニクロ事業	韓国
UNIQLO HONG KONG, LIMITED	11,000千香港ドル	100.0%	海外ユニクロ事業	香港
UNIQLO FRANCE S. A. S.	244千ユーロ	100.0% (100.0%)	海外ユニクロ事業	フランス
株式会社ジーユー	10,000千円	100.0%	グローバルブランド 事業	日本
FAST RETAILING FRANCE S. A. S.	161,025千ユーロ	100.0%	海外ユニクロ事業/ グローバルブランド 事業	フランス
CREATIONS NELSON S. A. S.	2,600千ユーロ	100.0% (100.0%)	グローバルブランド 事業	フランス
PETIT VEHICULE S. A. S.	2,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	グローバルブランド 事業	フランス
株式会社リンク・セオリー・ ジャパン	10,000千円	100.0%	グローバルブランド 事業	日本
FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD.	32,000千 シンガポールドル	100.0%	海外ユニクロ事業	シンガ ポール
UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.	6,500千 シンガポールドル	51.0% (51.0%)	海外ユニクロ事業	シンガ ポール
LLC UNIQLO (RUS)	510,010千ルーブル	100.0%	海外ユニクロ事業	ロシア
優衣庫商貿有限公司	30,000千米ドル	100.0%	海外ユニクロ事業	中国
台湾優衣庫有限公司	150,000千台湾ドル	100.0%	海外ユニクロ事業	台湾
UNIQLO (MALAYSIA) SDN. BHD.	18,800千リンギット	55.0% (55.0%)	海外ユニクロ事業	マレー シア

- (注) 1. FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD. については、当連結会計年度に連結を開始したため、連結の範囲に含めております。
2. 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。
3. 株式会社GOVリテイリングについては当連結会計年度において株式会社ジーユーへと社名変更をいたしました。

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

##### ① 「グローバルワン」の経営体制の推進

ユニクロ事業、その他の事業全てを統合する「グローバルワン」の経営体制を推進するため、東京、ニューヨーク、パリ、上海、シンガポールを拠点とする各本部機能の強化、システムの拡充を推進

##### ② ユニクロのグローバル展開

- ・中国・香港・台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンをはじめとしたアジア市場への出店拡大
- ・世界中の大都市におけるグローバル旗艦店、グローバル繁盛店及びメガストアの出店
- ・日本国内における都心部での大型店の出店
- ・ユニクロ事業のグローバル化に伴うグローバル人材の育成
- ・高機能・高付加価値商品の開発
- ・ウィメンズ商品の開発体制の構築、強化
- ・世界中のユニクロが連動するグローバルマーケティングの構築
- ・欧米市場におけるユニクロ拡大のためのM&A

##### ③ ユニクロ事業以外の事業拡大

- ・ジーユー事業における低価格アパレルの商品開発・生産、出店、ローコスト経営ノウハウの構築
- ・セオリー事業、コントワー・デ・コトニエ事業、プリンセス タム・タム事業の相乗効果の追求による効率経営と出店エリアの拡大
- ・世界中で新たに展開できるグローバルブランド獲得のためのM&A

##### ④ CSR（企業の社会的責任）活動の推進

衣料の企画・生産・販売を通して「世界を良い方向に変える」ことをCSRの基本方針とし、

- ・バングラデシュにおけるソーシャルビジネスの立上げ、運営
- ・「全商品リサイクル活動」における衣料回収の飛躍的拡大、世界中の難民キャンプへの衣料配布
- ・取引先工場の労働モニタリングの強化と環境モニタリングの継続実施
- ・環境にやさしい商品や店舗づくり



⑤ 生産拠点の分散化

- ・ユニクロ事業において、2015年を目処に、全生産数量の1/3を中国以外で生産をする拠点拡大

(5) 主要な事業内容（平成24年8月31日現在）

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社91社、非連結子会社6社により構成され、主に衣料品関連事業を営んでおります。

## (6) 主要な事業所（平成24年8月31日現在）

会 社 名	所 在 地	直 店 舗 数	営 業 数	フランチャイズ店 数
当社	本社：山口県山口市 本部：東京都港区		4	—
株式会社ユニクロ	本社：山口県山口市 本部：東京都港区		824	21
UNIQLO (U. K.) LIMITED	本社：英国ロンドン市		10	—
迅銷（中国）商貿有限公司	本社：中国上海市		132	—
優衣庫商貿有限公司	本社：中国上海市		13	—
Fast Retailing USA, Inc.	本社：米国 ニューヨーク州		47	—
FRL Korea Co., Ltd.	本社：韓国ソウル特別市		80	—
UNIQLO HONG KONG, LIMITED	本社：中国特別行政区香港中環		16	—
UNIQLO FRANCE S. A. S.	本社：フランス パリ市		2	—
UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国		7	—
LLC UNIQLO (RUS)	本社：ロシア連邦 モスクワ市		2	—
株式会社ジーユー	本社：山口県山口市 本部：東京都港区		176	—
CREATIONS NELSON S. A. S.	本社：フランス パリ市		173	202
PETIT VEHICULE S. A. S.	本社：フランス パリ市		105	48
株式会社リンク・セオリー・ジ ャパン	本社：山口県山口市 本部：東京都港区		225	112
台湾優衣庫有限公司	本社：台湾台北市		17	—
UNIQLO (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社：マレーシア クアラルンプ ール市		5	—
UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED	本社：タイ王国 バンコク市		4	—
FAST RETAILING PHILIPPINES, INC.	本社：フィリピン共和国 パサイ 市		1	—

(7) 使用人の状況（平成24年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
18,854人	4,242人増

(注) 使用人数には、委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
781人	71人増	37歳3ヵ月	5年6ヵ月

(注) 使用人数には、委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	9,008百万円
株式会社みずほフィナンシャルグループ	5,711百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成24年8月31日現在）

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数                | 300,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数                | 106,073,656株 |
| ③ 株主数                     | 8,146人       |
| ④ 1単元の株式数                 | 100株         |
| ⑤ 発行済株式総数に対する割合が上位10名の大株主 |              |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
柳 井 正	22,987千株	22.57%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	9,088千株	8.92%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	8,250千株	8.10%
テイテイワイマネジメント ビ ー ヴ ェ イ	5,310千株	5.21%
柳 井 一 海	4,781千株	4.69%
柳 井 康 治	4,780千株	4.69%
有限会社Fight&Step	4,750千株	4.66%
有限会社MASTERMIND	3,610千株	3.54%
資産管理サービス信託銀行 株式会社（証券投資信託口）	2,861千株	2.81%
柳 井 照 代	2,327千株	2.29%

（注） 出資比率は自己株式（4,219,434株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況（平成24年8月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

イ. 第2回新株予約権Aタイプ

決議年月日	平成23年10月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14人 当社子会社従業員 4人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	上限 13,894株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月15日 至 平成33年11月14日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対

象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

ロ. 第2回新株予約権Bタイプ

決議年月日	平成23年10月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 139人 当社子会社従業員 584人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	上限 51,422株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月15日 至 平成33年11月14日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計

画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

(平成24年8月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	柳 井 正	㈱ユニクロ代表取締役会長兼社長 他子会社14社取締役 ソフトバンク㈱社外取締役 日本ベンチャーキャピタル㈱社外取締役
取 締 役	半 林 亨	前田建設工業㈱社外取締役 ㈱大京社外取締役 ユニチカ㈱社外監査役
取 締 役	服 部 暢 達	みらかホールディングス㈱社外取締役
取 締 役	村 山 徹	早稲田大学理工学術院教授 日本マイクロソフト㈱アドバイザー
取 締 役	新 宅 正 明	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ アド バイザリーボードメンバー クックパッド㈱社外取締役
常 勤 監 査 役	田 中 明	
監 査 役	安 本 隆 晴	㈱ユニクロ社外監査役 ㈱リンク・セオリー・ジャパン社外 監査役 アスクル㈱社外監査役 安本公認会計士事務所所長 ㈱UBIC社外監査役
監 査 役	清 水 紀 彦	㈱ユニクロ社外監査役 ヤマハ発動機㈱社外監査役
監 査 役	渡 邊 顯	成和明哲法律事務所代表 ジャパンパイル㈱社外取締役 前田建設工業㈱社外取締役 MS&ADインシュアランスグループホ ールディングス㈱社外取締役 ㈱角川グループホールディングス社 外監査役

- (注) 1. 取締役半林亨氏、服部暢達氏、村山徹氏及び新宅正明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、半林亨氏、服部暢達氏及び新宅正明氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役村山徹氏は、当社との間に経営人材育成等に関するコンサルティング業務委託契約を締結しております。
3. 監査役安本隆晴氏、清水紀彦氏及び渡邊顯氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. ㈱ユニクロ及び㈱リンク・セオリー・ジャパンは当社の100%子会社であります。
6. その他の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役分)	5名 (4名)	395百万円 (40百万円)	株主総会決議(平成18年11月24日)による報酬限度額1,000百万円(年額)
監 査 役 (うち社外監査役分)	4名 (3名)	45百万円 (30百万円)	株主総会決議(平成15年11月26日)による報酬限度額100百万円(年額)
合 計 (うち社外役員)	9名 (7名)	440百万円 (70百万円)	

(注) 当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は12百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

前記①取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取締役	半 林 亨	13回開催された取締役会に12回出席し、企業経営に携わった見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	服 部 暢 達	13回開催された取締役会に全回出席し、M&A等の研究の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	村 山 徹	13回開催された取締役会に全回出席し、経営コンサルティングの見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	新 宅 正 明	13回開催された取締役会に全回出席し、企業経営に携わった見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

地 位	氏 名	活 動 状 況
監査役	安 本 隆 晴	13回開催された取締役会に全回出席し、13回開催された監査役会に全回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	清 水 紀 彦	13回開催された取締役会に全回出席し、13回開催された監査役会に全回出席いたしました。コーポレートガバナンス等の研究の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	渡 邊 顯	13回開催された取締役会に12回出席し、13回開催された監査役会に12回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全社外取締役及び全社外監査役とも、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

イ. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

ロ. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	93百万円
(2) 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130百万円

- ※1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ※2 当社の重要な子会社のうち、連結子会社19社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の法律に相当する外国の法令を含む。）を受けております。

ハ. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項に係る助言等の役務提供についての対価を支払っております。

ニ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」という。）、「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」という。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、当社グループ全体における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行する。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。

ロ. 当社は、法務部門担当執行役員または法務部長（以下総称して「法務部門担当責任者」という。）をコンプライアンスの責任者として任命するものとし、法務部門担当責任者は、当社及びFRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

ハ. 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べるができるものとする。また、取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、且つそのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役等は、当社従業員が、経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙を当社従業員に行い、これを遵守させるものとする。

ロ. 当社は、執行部門から独立した監査部門として監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として、法務部を設置する。

- ハ． 取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告するものとし、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。
- ニ． 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システム（以下「ホットライン」という。）を整備する。
- ホ． 弁護士及び公認会計士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制及びホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行うものとする。取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役等の職務執行に係る以下の文書については、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、法令上要求される保管期間内は閲覧可能な状態を維持していけるよう整備する。
- ・ 株主総会議事録と関連資料
  - ・ 取締役会議事録と関連資料
  - ・ 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
  - ・ その他重要な使用人が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ． 当社は、当社及び当社グループ各社に対して、直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社及び当社グループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、見直し、その管理体制を整えるものとする。
- ロ． 不測の事態が発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。当社及び当社グループ各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に代表取締役を議長として構成される経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトを当社グループ全てに適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程を定め、当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役等は、当社グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。

ロ. 当社グループ各社の取締役等は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国における企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査部または法務部に報告するものとする。報告を受けた監査部または法務部は直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。

ハ. 当社は、連結財務諸表等の財務報告について信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制、ならびに当社グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、開示委員会を設置し、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員等に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員または弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役等からの独立を確保するものとする。
- ロ. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役等及び従業員が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役等及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び従業員に対して報告を求めることができることとする。
- ロ. 当社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役は、監査役に対する取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

株主の皆様に対する配当金につきましては、将来のグループ事業の拡大や収益向上を図るための資金需要ならびに財務の健全性を考慮した上で、業績に連動した高配当を実施する方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針ならびに当連結会計年度の業績結果を鑑み、当社取締役会での決議により1株につき130円とさせていただきます。この結果、当事業年度の年間配当金は既の実施しております中間配当金1株につき130円を含めまして、260円となります。



# 連結貸借対照表

(平成24年8月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>424,516</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>173,378</b>
現金及び預金	132,238	支払手形及び買掛金	71,142
受取手形及び売掛金	19,920	短期借入金	2,505
有価証券	133,788	1年以内返済予定長期借入金	3,410
たな卸資産	98,963	為替予約	22,625
繰延税金資産	16,987	未払法人税等	27,738
未収還付法人税等	10,628	引当金	8,430
その他	12,256	その他	37,525
貸倒引当金	△268	<b>固 定 負 債</b>	<b>26,831</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>170,586</b>	長期借入金	9,129
(有形固定資産)	(69,222)	引当金	64
建物及び構築物	48,245	その他	17,638
器具備品及び運搬具	8,101	<b>負 債 合 計</b>	<b>200,210</b>
土地	3,879	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	7,048	<b>株 主 資 本</b>	<b>418,905</b>
建設仮勘定	1,947	資本金	10,273
(無形固定資産)	(38,216)	資本剰余金	5,541
のれん	15,992	利益剰余金	419,093
その他	22,224	自己株式	△16,003
(投資その他の資産)	(63,146)	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△32,160</b>
投資有価証券	354	その他有価証券評価差額金	△16,434
繰延税金資産	4,057	繰延ヘッジ損益	△14,532
敷金・保証金	42,883	為替換算調整勘定	△1,193
建設協力金	14,232	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>755</b>
その他	2,456	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>7,392</b>
貸倒引当金	△837	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>394,892</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>595,102</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>595,102</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	金 額
売 上 高		928,669
売 上 原 価		453,202
売 上 総 利 益		475,466
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		349,016
営 業 利 益		126,450
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	690	
還 付 加 算 金	525	
違 約 金 収 入	79	
そ の 他	826	2,121
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	568	
為 替 差 損	1,148	
そ の 他	1,642	3,359
経 常 利 益		125,212
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	327	327
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,028	
減 損 損 失	116	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	281	
そ の 他	722	2,149
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		123,390
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	45,879	
法 人 税 等 調 整 額	3,084	48,964
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		74,426
少 数 株 主 利 益		2,771
当 期 純 利 益		71,654

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年9月1日残高	10,273	5,223	369,717	△16,144	369,070
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△21,893		△21,893
当期純利益			71,654		71,654
新株の発行 (新株予約権の行使)		317			317
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分				146	146
連結範囲の変動			△384		△384
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	317	49,376	140	49,834
平成24年8月31日残高	10,273	5,541	419,093	△16,003	418,905

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成23年9月1日残高	△16,541	△35,583	△2,215	△54,339	510	4,670	319,911
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△21,893
当期純利益							71,654
新株の発行 (新株予約権の行使)							317
自己株式の取得							△5
自己株式の処分							146
連結範囲の変動							△384
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	106	21,050	1,022	22,179	244	2,722	25,145
連結会計年度中の変動額合計	106	21,050	1,022	22,179	244	2,722	74,981
平成24年8月31日残高	△16,434	△14,532	△1,193	△32,160	755	7,392	394,892

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 91社  
主要な連結子会社の名称  
株式会社ユニクロ  
UNIQLO (U. K. ) LIMITED  
Fast Retailing USA, Inc.  
FRL Korea Co., Ltd.  
UNIQLO HONG KONG, LIMITED  
株式会社ジーユー  
FAST RETAILING FRANCE S. A. S.  
CREATIONS NELSON S. A. S.  
UNIQLO FRANCE S. A. S.  
PETIT VEHICULE S. A. S.  
迅銷(中国)商貿有限公司  
株式会社リンク・セオリー・ジャパン  
UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.  
LLC UNIQLO (RUS)  
優衣庫商貿有限公司  
他76社

#### ② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称  
GRAMEEN UNIQLO LTD.  
UNIQLO (Germany) GmbH  
Helmut Lang 32 Gansevoort LLC  
UNIQLO USA LLC  
UNIQLO California LLC  
UNIQLO New Jersey LLC

なお、Helmut Lang 32 Gansevoort LLC、UNIQLO USA LLC、UNIQLO California LLC、UNIQLO New Jersey LLCは当連結会計年度に新規設立された会社であります。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況  
持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数  
該当する会社はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
主要な会社等の名称  
非連結子会社 GRAMEEN UNIQLO LTD.

UNIQLO (Germany) GmbH  
Helmut Lang 32 Gansevoort LLC  
UNIQLO USA LLC  
UNIQLO California LLC  
UNIQLO New Jersey LLC

なお、Helmut Lang 32 Gansevoort LLC、UNIQLO USA LLC、UNIQLO California LLC、UNIQLO New Jersey LLCは当連結会計年度に新規設立された会社であります。

関連会社 該当する会社はありません。

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度までは非連結会社であったUNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITEDは当連結会計年度に営業を開始し重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

FAST RETAILING PHILIPPINES, INC.、FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD. については当連結会計年度に新規設立されたため、連結の範囲に含めております。

Theory Europe GmbH & Co. KGについてはTheory Europe Management GmbHに、UNIQLO Studio GmbHについてはLink Theory Holdings (Europe) GmbHに、当連結会計年度においてそれぞれ吸収合併されたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

Theory Round Rock LLC、UNIQLO Design Studio, New York, Inc.、DECLIC S. A. S. 他5社については当連結会計年度において清算等により、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当する会社はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

迅銷（中国）商貿有限公司、Theory Shanghai International Trading Co., Ltd.、優衣庫商貿有限公司及び迅銷（上海）企業管理諮詢有限公司の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ロ. その他有価証券 時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの：主として総平均法による原価法
- ハ. デリバティブ 時価法
- ニ. たな卸資産 商品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 貯蔵品：主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産：定額法によっております。
- (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 3年～50年 |
| 器具備品及び運搬具 | 5年     |
- ロ. 無形固定資産：定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年8月31日以前の当社及び国内連結子会社のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 : 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

事業活動に伴う為替変動リスクを管理しヘッジするため、為替予約取引のデリバティブ取引を行っております。ヘッジ会計の方法につきましては、繰延ヘッジ処理の方法によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務につきましては、振当処理を行っております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「還付加算金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「還付加算金」は72百万円であります。

(7) 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

その他無形固定資産	109百万円
上記に対応する債務	
1年以内返済予定長期借入金	79百万円
長期借入金	30百万円
計	109百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 60,197百万円  
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### (3) 偶発債務

金融機関からの借入金に対する保証債務	12百万円
--------------------	-------

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	106,073,656

### (2) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権等(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 58,769株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

イ. 平成23年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	8,654,361千円
・1株当たり配当額	85円
・基準日	平成23年8月31日
・効力発生日	平成23年11月25日

ロ. 平成24年4月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	13,239,572千円
・1株当たり配当額	130円
・基準日	平成24年2月29日
・効力発生日	平成24年5月14日



- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・配当金の総額	13,241,048千円
・1株当たり配当額	130円
・基準日	平成24年8月31日
・効力発生日	平成24年11月26日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）によるグループ資金の有効活用を図る一方、金融機関からの借入も行っております。一時的な余資については利回りが確定しており、かつ、元本割れの可能性が極めて少ない金融商品を中心に運用することとしております。デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、主にMMFであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金は、主に借借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

敷金・保証金については、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握により、リスク軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約などを利用してヘッジしております。

有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 及 び 預 金	132,238百万円	132,238百万円	－百万円
有 価 証 券	133,788	133,788	－
敷 金 ・ 保 証 金	42,883	42,073	△809
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(71,142)	(71,142)	－
未 払 法 人 税 等	(27,738)	(27,738)	－
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	(22,625)	(22,625)	－

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

また、MMF、譲渡性預金等は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

これらの時価は一定期間にわたり回収が予定されているものについて、満期までの期間について期末日直近の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

支払手形及び買掛金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

これらの時価は、期末時点での取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

## 5. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィス及び店舗の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であり  
ます。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から耐用年数到来時（主に6年）と見積り、割引率は主に0.37%を  
使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,722百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	682百万円
時の経過による調整額	26百万円
資産除去債務の履行による減少額	△205百万円
その他増減額（△は減少）	△29百万円
期末残高	6,196百万円

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,797円04銭
1株当たり当期純利益	703円62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	703円06銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成24年10月11日開催の当社取締役会決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 株式会社ファーストリテイリング第3回新株予約権Aタイプ

- ① 新株予約権の総数  
13,700個（上限）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式13,700株（上限）
- ③ 新株予約権の払込金額  
ブラック・ショールズ・モデルにより算定算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）
- ④ 新株予約権の行使期間  
平成27年11月13日から平成34年11月12日まで
- ⑤ 新株予約権の割当者の人数及びその内訳  
当社従業員 19人  
当社子会社従業員 7人
- ⑥ 新株予約権を割り当てる日  
平成24年11月13日

(2) 株式会社ファーストリテイリング第3回新株予約権Bタイプ

- ① 新株予約権の総数  
42,000個（上限）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式42,000株（上限）
- ③ 新株予約権の払込金額  
ブラック・ショールズ・モデルにより算定算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）
- ④ 新株予約権の行使期間  
平成24年12月13日から平成34年11月12日まで
- ⑤ 新株予約権の割当者の人数及びその内訳  
当社従業員 170人  
当社子会社従業員 600人
- ⑥ 新株予約権を割り当てる日  
平成24年11月13日

# 貸借対照表

(平成24年8月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>214,135</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,190</b>
現金及び預金	48,938	未払金	2,407
営業未収金	11,217	未払費用	930
有価証券	123,732	預り金	29,489
繰延税金資産	1,663	賞与引当金	750
関係会社短期貸付金	9,667	その他	612
未収還付法人税等	10,038	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,085</b>
関係会社未収金	8,029	預り保証金	1,148
その他	974	繰延税金負債	2,426
貸倒引当金	△126	その他	509
<b>固 定 資 産</b>	<b>108,453</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>38,275</b>
(有形固定資産)	(4,092)	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物	2,586	<b>株 主 資 本</b>	<b>299,992</b>
構築物	101	資本金	10,273
器具備品	237	資本剰余金	5,541
土地	1,158	資本準備金	4,578
リース資産	7	その他資本剰余金	962
(無形固定資産)	(14,613)	利益剰余金	300,180
ソフトウェア	9,258	利益準備金	818
ソフトウェア仮勘定	5,211	その他利益剰余金	299,362
その他	143	別途積立金	185,100
(投資その他の資産)	(89,747)	繰越利益剰余金	114,262
投資有価証券	306	自己株式	△16,003
関係会社株式	70,358	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△16,433</b>
関係会社出資金	5,712	その他有価証券	△16,433
関係会社長期貸付金	11,638	評価差額金	
敷金・保証金	3,885	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>755</b>
その他	136	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>284,314</b>
貸倒引当金	△2,289	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>322,589</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>322,589</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成23年 9月 1日から  
平成24年 8月 31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額
営 業 収 益	78,454
営 業 費 用	22,634
<b>営 業 利 益</b>	<b>55,820</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
有 価 証 券 利 息	220
そ の 他	105
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	37
為 替 差 損	825
そ の 他	305
<b>経 常 利 益</b>	<b>54,982</b>
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	335
投 資 有 価 証 券 評 価 損	281
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>54,365</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	276
法 人 税 等 調 整 額	△1,867
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>55,956</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成23年9月1日残高	10,273	4,578	644	5,223	818	185,100	80,199	266,117	△16,144	265,471
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△21,893	△21,893		△21,893
当期純利益							55,956	55,956		55,956
自己株式の取得									△5	△5
自己株式の処分									146	146
新株の発行 (新株予約権の行使)			317	317						317
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	317	317	—	—	34,062	34,062	140	34,521
平成24年8月31日残高	10,273	4,578	962	5,541	818	185,100	114,262	300,180	△16,003	299,992

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成23年9月1日残高	△16,540	△16,540	510	249,441
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△21,893
当期純利益				55,956
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				146
新株の発行 (新株予約権の行使)				317
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	106	106	244	351
事業年度中の変動額合計	106	106	244	34,872
平成24年8月31日残高	△16,433	△16,433	755	284,314

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券 時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの：総平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 : 定額法によっております。  
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 5年～10年  
器具備品 5年
- ② 無形固定資産 : 定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年8月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上方法

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 : 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### (5) 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。



## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,225百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 11,140百万円

② 短期金銭債務 30,659百万円

③ 長期金銭債務 227百万円

(3) 偶発債務

① 家賃保証に対する保証債務 35,986百万円

② 関税延納に対する保証債務 372百万円

③ 金融機関からの借入金等に対する保証債務 12,443百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 76,179百万円

営業外取引高 35百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数 (株)
普 通 株 式	4,219,434

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産		百万円
賞与引当金	306	
減価償却超過額	725	
関係会社株式評価損	16,301	
貸倒引当金繰入額	855	
その他有価証券評価差額金	5,822	
繰越欠損金	1,961	
その他	3,266	
繰延税金資産 小計	29,239	
評価性引当額	△27,576	
繰延税金資産 合計	1,663	
繰延税金負債		百万円
資産除去債務	82	
関係会社株式みなし譲渡損失	2,190	
その他	153	
繰延税金負債 合計	2,426	
繰延税金資産の純額	△762	百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連 結 子 会 社	株 式 会 社 ユ ニ ク ロ	山 口 県 山 口 市	1,000	衣 料 品 関 連 事 業	100	商 標 使 用 契 約 関 係 等 役 員 の 兼 務	ロイヤリティ等 の受取 (注1)	20,624	営業未収入金	8,060
							経費の立替	4,920	関係会社未収入金	6,408
							寄託契約による 資金の預り (注2)	15,000	預り金	20,178
連 結 子 会 社	FAST RETAILING USA, Inc.	ニ ュ ー ヨ ー ク 市	3,494	衣 料 品 関 連 事 業	100	役 務 の 提 供 関 係 等 役 員 の 兼 務	資金の貸付 (注2)	11,515	関係会社 短期貸付金	3,222
							増資の引受 (注3)	7,931	関係会社 長期貸付金	6,130
							債務保証 (注4)	34,896	-	-
連 結 子 会 社	FAST RETAILING FRANCE S.A.S.	パ リ 市	22,563	衣 料 品 関 連 事 業	100	役 員 の 兼 務	資金の貸付 (注2)	5,377	関係会社 短期貸付金	4,757
							債務保証 (注4)	7,865	関係会社 長期貸付金	2,094
							-	-	-	
連 結 子 会 社	UNIQLO(U.K.)LTD.	ロンドン 市	4,201	衣 料 品 関 連 事 業	100	役 務 の 提 供 関 係 等 役 員 の 兼 務	資金の貸付 (注2)	1,007	関係会社 短期貸付金	620
									関係会社 長期貸付金	3,413
連 結 子 会 社	株式会社リンク・ セオリー・ジャパン	山 口 県 山 口 市	10	衣 料 品 関 連 事 業	100	役 務 の 提 供 関 係 等 役 員 の 兼 務	債務保証 (注4)	4,565	-	-
連 結 子 会 社	株式会社ジーユー	山 口 県 山 口 市	10	衣 料 品 関 連 事 業	100	役 務 の 提 供 関 係 等 役 員 の 兼 務	寄託契約による 資金の預り (注2)	7,769	預り金	6,712

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社はユニクロブランドの使用に対する対価として、ロイヤリティ等を受け取っております。ロイヤリティ等については、売上高の一定割合によっており、その料率はグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

(注2) 資金の貸付及び資金の寄託による利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、資金の寄託による取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。

(注3) デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資によるものであります。

(注4) 当社は借入金、家賃等について債務保証を行っております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務支援システムの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	18百万円
減価償却累計額相当額	16百万円
期末残高相当額	1百万円

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1百万円
1年超	1百万円
合計	1百万円

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	165百万円
減価償却費相当額	117百万円
支払利息相当額	0百万円

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィス等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から耐用年数到来時（主に5年）と見積り、割引率は主に0.27%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	467百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	-百万円
その他増減額（△は減少）	-百万円
期末残高	469百万円

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,783円97銭
1株当たり当期純利益	549円48銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	549円04銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成24年10月11日開催の当社取締役会決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 株式会社ファーストリテイリング第3回新株予約権Aタイプ

① 新株予約権の総数

13,700個（上限）

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式13,700株（上限）

③ 新株予約権の払込金額

ブラック・ショールズ・モデルにより算定算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）

④ 新株予約権の行使期間

平成27年11月13日から平成34年11月12日まで

⑤ 新株予約権の割当者の人数及びその内訳

当社従業員 19人

当社子会社従業員 7人

⑥ 新株予約権を割り当てる日

平成24年11月13日

(2) 株式会社ファーストリテイリング第3回新株予約権Bタイプ

① 新株予約権の総数

42,000個（上限）

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式42,000株（上限）

③ 新株予約権の払込金額

ブラック・ショールズ・モデルにより算定算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）

④ 新株予約権の行使期間

平成24年12月13日から平成34年11月12日まで

⑤ 新株予約権の割当者の人数及びその内訳

当社従業員 170人

当社子会社従業員 600人

⑥ 新株予約権を割り当てる日

平成24年11月13日

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年10月24日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	網本重之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田純孝	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山喜久	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストリテイリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年10月24日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	網本重之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田純孝	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山喜久	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年10月26日

株式会社ファーストリテイリング 監査役会

常勤監査役	田中	明	Ⓜ
社外監査役	安本	隆晴	Ⓜ
社外監査役	清水	紀彦	Ⓜ
社外監査役	渡邊	顯	Ⓜ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役5名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社経営基盤の強化をはかるため取締役を1名増員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者（全6名）は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 ( 地位、担当、重要な兼職の状況 )	所有する当社の 株 式 の 数
1	柳 井 正 (昭和24年2月7日生)	昭和47年8月 当社入社 昭和47年9月 当社取締役 昭和48年8月 当社専務取締役 昭和59年9月 当社代表取締役社長 平成13年6月 ソフトバンク(株)社外取締役（現任） 平成14年11月 当社代表取締役会長 平成16年2月 (株)リンク・ホールディングス （現(株)リンク・セオリー・ジャパン）代表取締役会長 平成16年11月 UNIQLO USA, Inc.（現Fast Retailing USA, Inc.）Chairman 平成17年3月 (株)ワンゾーン（現(株)ジーユー）代表取締役会長 平成17年4月 (株)リンク・セオリー・ホールディングス（現(株)リンク・セオリー・ジャパン）取締役会長 平成17年4月 FR FRANCE S. A. S.（現FAST RETAILING FRANCE S. A. S.）Chairman	22,987,284株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 ( 地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株 式 の 数
1	柳 井 正 (昭和24年2月7日生)	<p>平成17年4月 GLOBAL RETAILING FRANCE S. A. S. (現UNIQLO FRANCE S. A. S.) Chairman</p> <p>平成17年6月 スパークス・アセット・マネジ メント投信(株) (現スパークス・ グループ(株)) 社外取締役</p> <p>平成17年9月 当社代表取締役会長兼社長 (現 任)</p> <p>平成17年11月 (株)ユニクロ代表取締役会長兼社 長 (現任)</p> <p>平成17年11月 UNIQLO (U. K.) LTD. Chairman</p> <p>平成20年9月 (株)GOVリテイリング (現(株)ジーコ ー) 取締役会長 (現任)</p> <p>平成20年9月 FR FRANCE S. A. S. (現FAST RETAILING FRANCE S. A. S.) Chairman兼CEO</p> <p>平成21年6月 日本ベンチャーキャピタル(株)社 外取締役 (現任)</p> <p>平成23年11月 (株)リンク・セオリー・ジャパン 取締役 (現任)</p>	



候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 ( 地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株 式 の 数
3	服 部 暢 達 (昭和32年12月25日生)	昭和56年4月 日産自動車(株)入社 平成元年5月 米国マサチューセッツ工科大学 スローン経営大学院修士課程修 了 平成元年6月 ゴールドマン・サックス・アン ド・カンパニーニューヨーク本 社入社 平成10年11月 同社マネージング・ディレクタ ー、日本におけるM&Aアドバイ ザリー業務統括 平成15年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研 究科客員助教授 平成17年6月 みらかホールディングス(株)社外 取締役 (現任) 平成17年11月 当社社外取締役 (現任) 平成18年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研 究科客員教授 (現任) 平成21年4月 早稲田大学大学院ファイナンス 研究科客員教授 (現任)	一株



候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 ( 地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株 式 の 数
4	村 山 徹 (昭和29年6月11日生)	昭和55年4月 アーサーアンダーセンアンドカ ンパニー（現アクセンチュア ㈱）入社 平成10年4月 早稲田大学理工学部非常勤講師 平成13年4月 明治大学商学部特別招聘教授 平成15年4月 アクセンチュア㈱代表取締役社 長 平成17年4月 早稲田大学理工学部客員教授 平成18年4月 アクセンチュア㈱取締役副会長 平成18年6月 スパークス・アセット・マネジ メント投信㈱（現スパークス・ グループ㈱）社外取締役 平成19年9月 アクセンチュア㈱取締役会長 平成19年11月 当社社外取締役（現任） 平成20年4月 早稲田大学総合研究機構客員教 授 平成21年4月 早稲田大学参与 平成21年9月 アクセンチュア㈱最高顧問 平成22年4月 早稲田大学理工学術院教授（経 営デザイン専攻）（現任） 平成23年10月 日本マイクロソフト㈱アドバイ ザー（現任）	500株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当、重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
5	新宅正明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成3年12月 日本オラクル(株)入社 平成6年8月 同社取締役 平成8年8月 同社常務取締役 平成12年8月 同社代表取締役社長 平成13年1月 米国オラクル・コーポレーション上級副社長 平成20年4月 認定NPO法人スペシャルオリンピックス日本(現公益財団法人スペシャルオリンピックス日本)副理事長(現任) 平成20年6月 日本オラクル(株)代表取締役会長 平成20年8月 同社エグゼクティブアドバイザー 平成21年3月 当社顧問 平成21年5月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモアドバイザーボードメンバー(現任) 平成21年11月 当社社外取締役(現任) 平成23年7月 クックパッド(株)社外取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当、重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6 新任	名 和 高 司 (昭和32年6月8日生)	昭和55年4月 三菱商事(株)入社 平成3年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成22年6月 一橋大学大学院国際企業研究科教授(現任) 平成22年6月 (株)ジェネシスパートナーズ代表取締役(現任) 平成22年9月 ボストン・コンサルティング・グループシニアアドバイザー(現任) 平成23年6月 NECキャピタルソリューション(株)社外取締役(現任) 平成24年9月 ネクストスマリトリーン(株)代表取締役(現任)	一株

1. 名和高司氏は新任の取締役候補者であります。
2. 半林亨氏、服部暢達氏、村山徹氏、新宅正明氏及び名和高司氏は、社外取締役候補者であり、半林亨氏、服部暢達氏及び新宅正明氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役候補者村山徹氏は、当社との間に経営人材育成等に関するコンサルティング契約を締結しております。
4. 取締役候補者名和高司氏は、(株)ジェネシスパートナーズの代表取締役をつとめており、当社は同社と経営人材育成等に関するコンサルティング契約を締結しております。
5. 他の各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
6. 社外取締役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外取締役候補者とした理由
    - ① 半林亨氏につきましては、長年大手総合商社のトップとして、アパレル小売業界全体に精通しており、アパレル関連事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
    - ② 服部暢達氏につきましては、米系大手投資銀行での経験を経て、現在はM&A等を専門に研究しており、今後、M&Aによって事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
    - ③ 村山徹氏につきましては、米系コンサルティング会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。

- ④ 新宅正明氏につきましては、米系情報システム会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役就任に相応しい者と判断したためであります。
- ⑤ 名和高司氏につきましては、米系戦略コンサルティング会社や大学院の国際企業研究科教授の経験を通して、国際企業戦略に関する豊富な知識と経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役就任に相応しい者と判断したためであります。
- (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数  
半林亨及び服部暢達の両氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年、村山徹氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年、新宅正明氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、半林亨氏、服部暢達氏、村山徹氏及び新宅正明氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約は継続されます。また、新任候補者の名和高司氏につきましても、同氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、清水紀彦氏はこれを機に退任いたしますので、新たに監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者（全3名）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当、重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	安本隆晴 (昭和29年3月10日生)	昭和53年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和57年8月 公認会計士登録 平成4年4月 安本公認会計士事務所所長（現任） 平成5年11月 当社社外監査役（現任） 平成13年8月 アスクル㈱社外監査役（現任） 平成15年6月 ㈱リンク・インターナショナル（現㈱リンク・セオリー・ジャパン）社外監査役（現任） 平成17年11月 ㈱ユニクロ社外監査役（現任） 平成19年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科特任教授（現任） 平成22年6月 ㈱UBIC社外監査役（現任）	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当、重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2 新任	金子圭子 (昭和42年11月11日生)	平成3年4月 三菱商事㈱入社 平成11年4月 弁護士登録 平成11年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 平成19年1月 同事務所パートナー（現任） 平成19年4月 東京大学法科大学院客員准教授	一株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 ( 地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株 式 の 数
3 新任	新 庄 正 明 (昭和31年1月28日生)	昭和58年4月 (株)アサヒペン入社 平成6年2月 当社入社 平成10年9月 当社執行役員管理部部长 平成16年4月 (株)リンク・セオリー・ホールデ ィングス (現(株)リンク・セオリ ー・ジャパン) 法務部ゼネラル マネージャー 平成17年9月 当社グループ監査部部长 平成18年9月 (株)ジーユー執行役員管理部部长 平成20年1月 当社グループ変革室部部长 平成20年1月 (株)ワンズーン (現(株)ジーユー) 取締役 平成21年3月 当社経営管理部部长 平成21年9月 (株)GOVリテイリング (現(株)ジ ーユー) 監査役 平成22年1月 (株)ユニクロ営業支援統括部部长 平成23年3月 当社計画管理部部长 (現任) 平成24年9月 迅銷 (上海) 商業有限公司監事 (現任)	一株

1. 金子圭子氏及び新庄正明氏は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 安本隆晴氏及び金子圭子氏は社外監査役候補者であり、安本隆晴氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外監査役候補者とした理由
    - ① 安本隆晴氏につきましては、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、また当社の社外監査役としての職責を適切に果たしていることから、当社の社外監査役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
    - ② 金子圭子氏につきましては、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
  - (2) 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数  
安本隆晴氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。

(3) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、安本隆晴氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約は継続されます。また、新任候補者の金子圭子氏につきましても、同氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以上

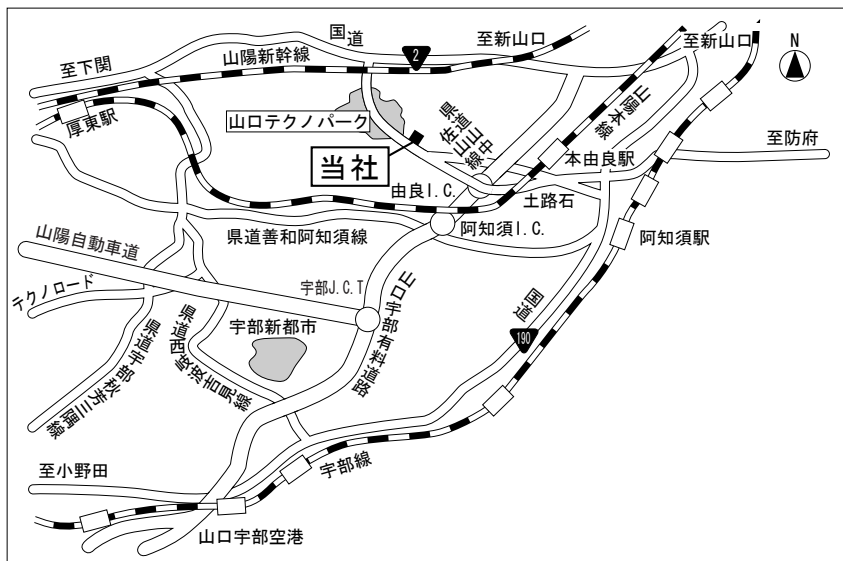
## 株主総会会場ご案内略図

### 〔会 場〕

山口県山口市佐山717番地 1

株式会社ファーストリテイリング 本社会議棟大会議室

T E L (083) 988-0333



### 〔交通のご案内〕

- J R山陽本線本由良駅より徒歩で15分
- 山口宇部空港より車で20分
- J R山陽新幹線新山口駅より車で20分